

長浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月3日

長浜市長

浅見宣義

長浜市条例第35号 長浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

長浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

長浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成20年長浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

田村東畑地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された彦根長浜都市計画田村東畑地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
----------------	--

別表第2に次のように加える。

9 田村東畑地区地区整備計画区域

計画地区の区分		田村東畑地区
ア	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅（ただし、一戸建専用住宅に限る。） (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第130条の3に定めるもの (3) 診療所 (4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物で政令第130条の4に定めるもの (5) 自治会等の地区住民を対象とした社会教育的な活動又は自治会活動の目的に供するための集会所その他これに類するもの (6) 前各号の建築物に付属するもの（政令第130条の5に定めるものを除く。）
イ	建築物の容積率の最高限度	10分の20
エ	建築物の建ぺい率の最高限度	10分の6
オ	建築物の敷地面積の最低限度	200平方メートル（すみ切りをした敷地は180平方メートル）
キ	壁面の位置の制限	道路境界及び隣地境界から1.0メートル以上とする。
ク	壁面の位置の制限の	(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が

	適用除外	3. 0メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒高が2. 3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの (3) 壁面を有しない自動車車庫で軒高が2. 5メートル以下であるもの
ケ	建築物の高さの最高限度	(1) 建築物の高さの最高限度は、地盤面から12. 0メートルとする。 (2) 前面道路の路面の中心からの建築物の各部分の高さは、建築物の壁面から前面道路の反対側の境界線までの水平距離が20. 0メートル以下の範囲内においては、当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に1. 25を乗じて得たもの以下とする。 (3) 地盤面からの建築物の各部分の高さは、当該部分から隣地境界線までの真北方向の水平距離に1. 25を乗じて得たものに10. 0メートルを加えたもの以下とする。

附 則

この条例は、彦根長浜都市計画田村東畑地区地区計画の決定に関する都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく告示の日から施行する。